

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発</li> <li>周波数標準値の設定、標準電波の発射、標準時の通報</li> <li>高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援</li> </ul>						
沿革	S27.8 郵政省電波研究所 → S63.4 郵政省通信総合研究所 → H13.1 総務省通信総合研究所 → → H13.4 独立行政法人通信総合研究所 } → H16.4 独立行政法人情報通信研究機構 S54.8 通信・放送衛星機構 → H4.10 通信・放送機構						
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）						
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)				8	8	8	8 [ 0 ] ( 3 )
常勤役員数				7	7	7	7
非常勤役員数				1	1	1	1
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)				435	436	426	410 [ 0 ] ( 44 )
うち間接部門				60	61	60	62
うち事業部門				375	375	366	348
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)				430 ( 2 )	399 ( 2 )	415 ( 0 )	482 ( 0 )
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動向)				104.8 ( 114.0 )	106.9 ( 116.3 )	104.2 ( 107.7 )	— ( — )
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動向)				96.4 ( 110.4 )	93.2 ( 108.4 )	92.2 ( 101.1 )	— ( — )
年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国からの財政支出額の推移(百万円)	予算/決算			決算	決算	決算	当初予算
	一般会計(百万円)			40,345	34,731	41,932	89,606
	うち運営費交付金			30,900	30,281	29,365	28,673
	うち施設整備費補助金			4,852	1,230	7,264	51,601
	うち施設整備以外の補助金・交付金			552	470	472	538
	うち委託費			4,041	2,750	4,831	8,794
	うち出資金			—	—	—	—
	特別会計(特会名)(百万円)			1,260	—	—	—
	うち運営費交付金			—	—	—	—
	うち施設整備費補助金			—	—	—	—
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	—	—	—
	うち委託費			—	—	—	—
	うち出資金			1,260	—	—	—
	計			41,605	34,731	41,932	89,606
支出額の推移(百万円)				63,686	44,246	43,962	95,358
収入額の推移(百万円)				54,740	48,358	42,939	92,408
国の財政支出/収入額(%)				76%	72%	98%	97%
財務データ(平成24年度、百万円)	資産合計			134,924	うち流動資産	38,260	
	負債合計			43,230	純資産合計	91,694	うち利益剰余金

## 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	4	所管 総務省	法人名 情報通信研究機構
-----	---	--------	--------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳（名称）	（額）	法人名	額	
ネットワーク基盤技術の研究開発	独立行政法人情報通信研究機構法（以下「NICT法」という。）第14条第1項第1号等に基づき、中期目標を受けて設定した新世代ネットワーク基盤技術について、中期計画及び年度計画で具体的な実施内容と成果目標を定め、研究開発を実施。	26,176	合計	26,176	財団法人未来工学研究所	6	
			国費	運営費交付金	15,774		
				総務省委託費	1,524		
				施設整備補助金	8,799		
			自己収入	JST受託、民間受託、その他収入	79		
ユニバーサルコミュニケーション基盤技術の研究開発	NICT法第14条第1項第1号等に基づき、中期目標を受けて設定したユニバーサルコミュニケーション基盤技術について、中期計画及び年度計画で具体的な実施内容と成果目標を定め、研究開発を実施。	5,191	合計	5,191			
			国費	運営費交付金	5,077		
				総務省委託費	12		
				自己収入	JST受託、民間受託、その他収入	102	
			未来ICT基盤技術の研究開発	NICT法第14条第1項第1号等に基づき、中期目標を受けて設定した未来ICT基盤技術について、中期計画及び年度計画で具体的な実施内容と成果目標を定め、研究開発を実施。	4,665	合計	4,665
国費	運営費交付金	4,301					
	施設整備補助金	58					
	総務省委託費	52					
自己収入	JST受託、民間受託、その他収入	254					
電磁波センシング基盤技術の研究開発	NICT法第14条第1項第1号等に基づき、中期目標を受けて設定した電磁波センシング基盤技術について、中期計画及び年度計画で具体的な実施内容と成果目標を定め、研究開発を実施。	12,849	合計	12,849			
			国費	運営費交付金	4,312		
				科学技術戦略推進費補助金	6		
				総務省委託費	901		
				文科省委託費	2		
			内閣府委託費	2,641			
自己収入	JST受託、民間受託、その他収入	4,987					
高度通信・放送研究開発に対する助成	【先進技術型研究開発助成】 NICT法第14条第1項第9号に基づき、NICTは、先進的な技術開発を行うベンチャー企業等に対して、その研究開発資金の一部を助成（平成22年度終了）。 【高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成】 NICT法第14条第1項第9号に基づき、NICTは、高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う民間企業等に対して、その研究開発資金の一部を助成（平成24年度より国で実施）。 【国際共同研究助成】 NICT法第14条第1項第9号に基づき、NICTは、国内外の優れた研究者により構成される国際共同研究チームに対して、その研究資金の一部を助成（平成24年度終了）。	80	合計	80			
			国費	運営費交付金	80		
				自己収入			

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業の構造等（平成25年度）	海外からの研究者の招へい等	<p>【海外からの研究者の招へい】 NICT法第14条第1項第10号に基づき、NICTは、研究開発を行う機関に海外から招へいされた研究者に対し、旅費、滞在費等を助成。</p> <p>【国際研究集会開催支援】 NICT法第14条第1項第10号に基づき、NICTは、国際研究集会を主催する機関に対し、経費の一部を助成。</p>	80	<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>80</td></tr> <tr><td>国費</td><td>80</td></tr> <tr><td>自己収入</td><td></td></tr> </table>	合計	80	国費	80	自己収入			
	合計	80										
	国費	80										
	自己収入											
	情報バリアフリーの促進	<p>【字幕番組、解説番組等制作促進助成】 NICT法第14条第2項第5号、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（以下「身障者法」という。）第4条に基づき、総務省が補助金を交付し、NICTは、字幕番組、解説番組等を制作する者に対し、その実施に必要な資金を助成。</p> <p>【チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成】 NICT法第14条第2項第5号、身障者法第4条に基づき、総務省が補助金を交付し、NICTは、身体チャレンジド向け通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な資金を助成。</p>	466	<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>466</td></tr> <tr><td>国費</td><td>466</td></tr> <tr><td>自己収入</td><td></td></tr> </table>	合計	466	国費	466	自己収入			
合計	466											
国費	466											
自己収入												
電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する利子助成	<p>NICT法附則第9条第2項、改正前の電気通信基盤充実臨時措置法（以下「基盤法」という。）第6条第2号に基づき、NICTは、認定計画に係る加入者系光ファイバ等の施設の整備に必要な資金の借入れについての利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金を既往案件について交付する。</p>	1	<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>1</td></tr> <tr><td>国費</td><td></td></tr> <tr><td>自己収入</td><td>1</td></tr> </table>	合計	1	国費		自己収入	1			
合計	1											
国費												
自己収入	1											
衛星放送受信設備設置助成制度	<p>NICT法附則第9条第1項に基づき、NICTは、NHKのテレビジョン(地上)放送が良好に受信できない難視聴地域において、衛星放送の受信設備を設置する者に対し、衛星放送受信設備設置助成交付要綱に従い、設置のため必要な費用の一部を助成する（平成22年度終了）。</p>	0	<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>0</td></tr> <tr><td>国費</td><td></td></tr> <tr><td>自己収入</td><td></td></tr> </table>	合計	0	国費		自己収入				
合計	0											
国費												
自己収入												
民間基盤技術研究促進業務	<p>【民間基盤技術研究】 NICT法第14条第2項第2号、基盤技術研究円滑化法第7条に基づき、NICTは、通信・放送基盤技術に関して、民間から試験研究課題を公募し、優れた課題について当該民間に委託する（平成22年度より新規公募停止）。</p> <p>【国際研究協カジャパントラスト事業】 NICT法第14条第2項第2号、基盤技術研究円滑化法第7条に基づき、NICTは、民間資金による公益信託の運用益等により、海外から通信・放送基盤技術に関する研究者を招へいする。</p>	177	<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>177</td></tr> <tr><td>国費</td><td></td></tr> <tr><td>自己収入</td><td>177</td></tr> </table>	合計	177	国費		自己収入	177			
合計	177											
国費												
自己収入	177											

○事務・事業の構造等（平成25年度）

情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流	NICT法第14条第1項第11号に基づき、NICTは、webや対面の場を通じて、情報通信ベンチャーの創業に役立つ情報や情報通信ベンチャー企業と出資を検討している者等との交流の場を提供する。	42	合計	42	
			国費	運営費交付金	42
			自己収入		
情報バリアフリー関係情報の提供	NICT法第14条第2項第5号、身障者法第4条に基づき、総務省が補助金を交付し、NICTは、チャレンジ等の利便の増進に資する通信・放送役務等に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずる。	0	合計	0	
			国費		
			自己収入		
情報通信ベンチャーへの出資	NICT法第14条第2項第4号、通信・放送開発法第6条第1項第2号に基づき、NICTは、認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行う。平成13年の特殊法人等整理合理化計画により、現在は、出資金の回収等の事務のみを実施。	31	合計	31	
			国費		
			自己収入	その他収入	31
地域通信・放送開発事業に対する支援	NICT法第14条第2項第4号、通信・放送開発法第6条第1項第4号に基づき、総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、NICTが利子補給金を支給する。	101	合計	101	
			国費		
			自己収入	業務収入	101
通信・放送新規事業に対する債務保証	NICT法第14条第2項第4号、通信・放送開発法第6条第1項第1号に基づき、NICTは、認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。	2	合計	2	
			国費		
			自己収入	業務収入	2

○事務・事業の構造等（平成25年度）

情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証	【電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する債務保証】 NICT法附則第9条第2項、基盤法第6条第1号に基づき、NICTは、認定計画に係る高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。 【高度テレビジョン放送施設整備事業に対する債務保証】 NICT法附則第9条第3項、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第6条第1号に基づき、NICTは、認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。	0	合計	0		
			国費			
				自己収入		
無線設備の機器の試験に係る事業	NICT法第14条第1項第5号に基づき、NICTは、無線設備の機器の型式について総務大臣が行う検定（型式検定）に用いるデータを取得するための試験を総務省からの受託業務として実施。	104	合計	104		
			国費	総務省委託費	104	
				自己収入		
無線設備の機器の較正に係る事業	NICT法第14条第1項第5号、電波法第102条の18に基づき、NICTは、無線設備の点検に用いる測定器等を国家標準に基づき較正。 （較正：点検に先立って測定器の誤差を補正すること）	11	合計	11		
			国費			
				自己収入	その他収入	11
通信・放送承継業務	NICT法附則第9条第5項、基盤技術研究円滑化法附則第7条に基づき、NICTは、旧通信・放送機構から承継した既往貸付金の回収を行う（平成24年度末に業務終了）。	30	合計	30		
			国費			
				自己収入	業務収入、貸付回収金、その他収入	30

※当機構の決算においては、組織単位での取りまとめとなるため、各事務・事業ごとに決算額を明確に対応させることができないことから、予算額を基に数値を計上しております。なお、様式1では、平成24年度財務諸表の決算報告書をもとに支出額及び収入額を計上しているため、様式2のそれぞれの合計額と一致しません。

※特定関連会社・公益法人への支出については、国所管の特例民法法人、公益財団法人、公益社団法人を対象としております（100万円以下の少額のものを除く）。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
〈平成24年度決算合計〉

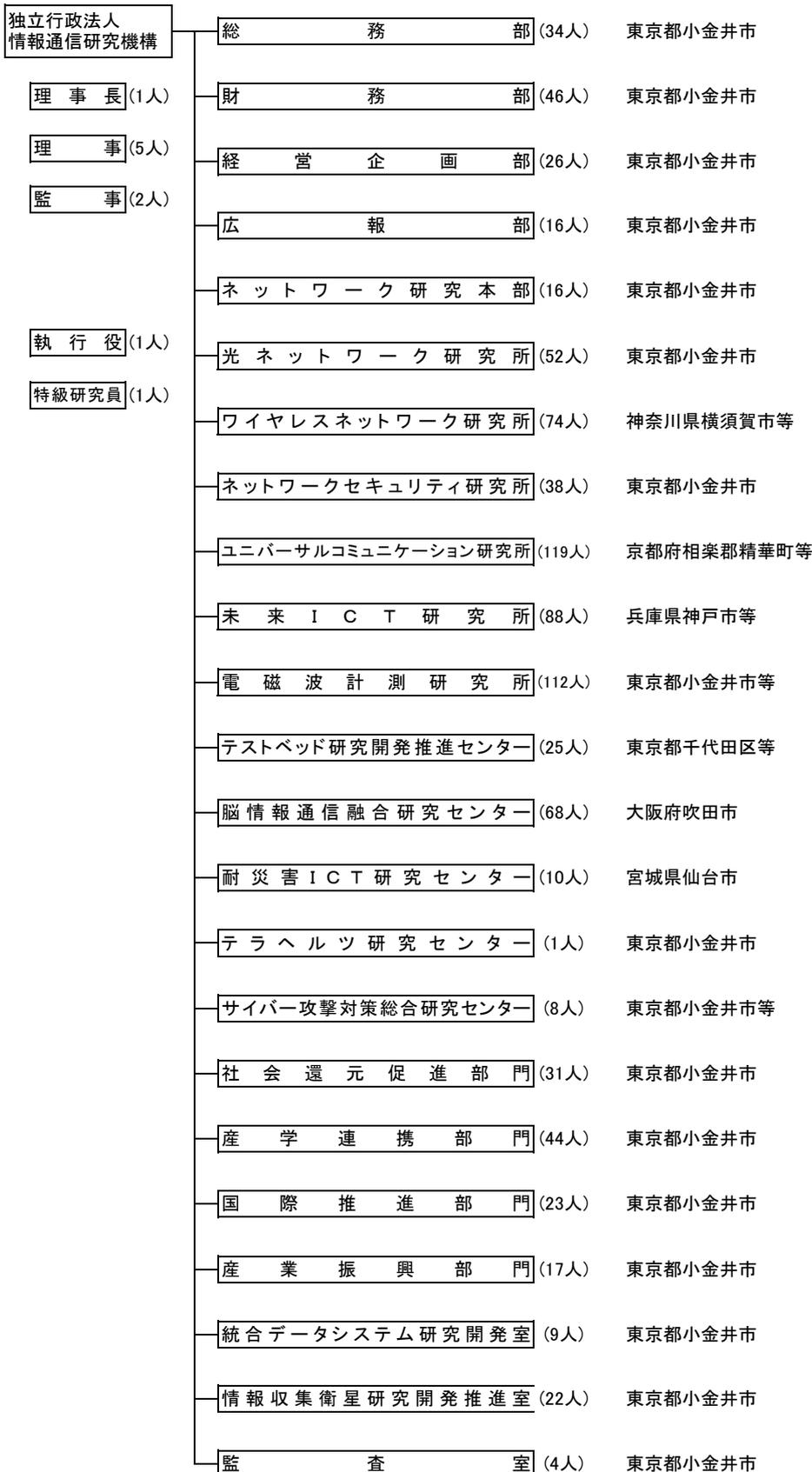
		合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計（百万円）				
		該当なし			

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	4	所管 総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	---	--------	-----	----------

## ○組織図及び職員数（平成25年度）

平成25年4月1日現在



No.	4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	---	----	-----	-----	----------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○総務省設置法第3条において、「情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進」等が任務として定められ、独立行政法人情報通信研究機構法においても同様の目的が規定されており、NICTは総務省の任務の一定の範囲を達成するために事業を実施しているものである。

○具体的には、総務省の主要な政策の一つとして「情報通信技術の研究開発・標準化の推進」が掲げられており、この政策を推進するため、「独立行政法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標」（第三期中期目標）に基づき、情報通信分野において推進していくべき研究開発を「グリーン」、「ライフ」、「未来革新技術」の3分野に重点化し、その中においてNICTに担わせるべき研究開発課題を選定し、NICTはそれらに関する基礎的な研究開発を主に実施している。

○研究開発としては、例えば、今や国民生活を支える重要な社会インフラとなっているネットワークについて、情報量の増大、消費電力の低減等の要請に応える基盤技術の研究開発などを実施している。

○また、東日本震災の経験を踏まえ、研究開発の推進に際して考慮すべき観点としての災害対応をより明確化するため、第三期中期計画を変更し、災害に強いICTインフラ構築技術などの研究開発も行っている。

○直近の主な成果としては、以下のとおり。

- ・世界最大の19コアを持つ光ファイバを開発し、305Tbpsのデータ伝送実験に成功した。また、これまでの研究成果により、国内メーカーが世界に先駆けて100Gbps光伝送システムを製品化した。
- ・ワイヤレス通信技術等の研究開発を実施し、その成果がスマートメータ用の国際標準規格に採用された。
- ・音声翻訳技術の研究開発を実施し、その技術を民間5社へライセンスするとともに、23言語対応、5人同時会話可能なアプリを開発した。
- ・災害時の通信を確保すべく、小型無人機を活用した無線中継システム等を開発し、実証実験に成功した。

○研究開発以外にも、国民生活に密接に関連した日本標準時の通報業務や、人工衛星や無線通信に影響を与える恐れがある宇宙・地球の電磁波環境に関する観測・解析を実施している。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

### 【メリット】

研究予算を含む研究マネジメントについて、研究現場裁量に一定の柔軟性を確保できるようになったため、無駄なく機動的な活動ができるようになった。海外活動などについても、即時的、機動的判断を行いやすくなり、標準化や成果展開における我が国の優位性確保のための国際活動など、短期間に変動する国際状況にもリアルタイムに追従できるコンパクトなマネジメントが可能になった。

### 【デメリット】

独立行政法人通則法第29条に基づき、5年間の中期目標を定めているが、5年先の成果を予測しにくく、長期間を要する基礎研究の目標を5年間のものとして設定することに無理がある場面が増えており、研究者の思考が継続されにくい状況にある。また、自己収入を上げる努力をすると運営費交付金が減額され、その分業務に使える資金の総額が年々減っていくことになり、経費の節減をしても研究費を削減せざるを得ない状況となっている。これらのことは、未来にわたる我が国の基礎科学の萎縮と弱体化を招く懸念につながる。

## ○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
総務省	54	準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費
総務省	69	独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金
総務省	70	独立行政法人情報通信研究機構施設整備費補助金
総務省	78	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業
総務省	79	字幕番組・解説番組等の制作促進
総務省	128	標準電波による無線局への高精度周波数の提供
総務省	25-0001	高度電気通信施設整備促進基金
内閣官房	16	情報収集衛星の研究・開発
文部科学省	305	南極地域観測事業に必要な経費

No.	4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	---	----	-----	-----	----------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

### ○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
管理業務支援	給与計算業務、会計監査業務 等	107百万円	エイチオールワン(株)、監査法人トーマツ 等
庁舎管理関係	建物等維持管理作業、エレベーター設備保守 等	348百万円	日東カストディアル・サービス(株)、ビソー工業(株) 等
支援システム保守	会計システム保守、共通事務システム保守 等	121百万円	東日本電信電話(株)、(株)富士通エフサス 等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先

※100万円以下の少額の契約を除いております。

No.	4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	---	----	-----	-----	----------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	-
② これに対する現時点での考え方	-
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	研究開発型の成果目標達成法人とする。
② これに対する現時点での考え方	<p>情報通信技術は国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる重要なものである。NICTは、情報通信技術の研究開発について国の政策と密接に連携し、国のセンター機能として役割を果たすものと位置付けられていることから、我が国唯一の情報通信分野の公的研究機関として、国が一定程度関与する研究開発型の成果目標達成法人として位置付けることが適当である。</p> <p>（参考） 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年3月） 二、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、機構は、情報通信技術の研究開発の国のセンター機能としての役割を果たし国の政策と密接に連携すること。 六、情報通信は国民の重要な社会基盤となっていることから、機構は、その公的な役割を認識し、研究開発を通じて、安心、安全で豊かな国民生活の実現に貢献すること。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	-
② 対応状況	-

No.	4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	---	----	-----	-----	----------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

○情報通信技術は国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる重要なものである。NICTは、情報通信技術の研究開発について国の政策と密接に連携し、国のセンター機能として役割を果たすものと位置付けられていることから、今後とも、国が一定程度関与することが望ましいと考える。

また、国研時代から培ってきた情報通信分野における研究成果の蓄積、情報通信分野の高度な専門性・知見を有した研究者、研究開発に必要な装置等を有した我が国唯一のこの分野の公的研究機関であることから、現行どおり、現体制による研究開発が、最も効果的、効率的な実施体制であると考えます。

（参考）

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年3月）

二、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、機構は、情報通信技術の研究開発の国のセンター機能としての役割を果たし国の政策と密接に連携すること。

六、情報通信は国民の重要な社会基盤となっていることから、機構は、その公的な役割を認識し、研究開発を通じて、安心、安全で豊かな国民生活の実現に貢献すること。

No.	4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	---	----	-----	-----	----------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

○情報通信技術は国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる重要なものである。NICTは、情報通信技術の研究開発について国の政策と密接に連携し、国のセンター機能として役割を果たすものと位置付けられていることから、より一層、柔軟かつ機動的で、また、効果的・効率的に研究開発を行うことができるような枠組みが望ましい。（中期目標期間の長期化、給与水準の見直し、調達方法の改善、（運営費交付金算定時における）自己収入の扱いの見直し、予算繰越の柔軟化 等）